

コミュニティについての問題点など(過去の自治推進委員会より)

- ① コミュニティセンターの指定管理者制度導入
- ② コミュニティに地域の特性が活かされていない
- ③ コミュニティに行政から情報提供されていない(情報共有ができていない)
- ④ コミュニティが市民に浸透していない
- ⑤ コミュニティ間の情報交換、連携ができていない
- ⑥ コミュニティと市民団体の連携ができていない
- ⑦ コミュニティに行政の仕事をさせたり、行政の押し付けがある
- ⑧ コミュニティの人材育成ができていない
- ⑨ コミュニティを構成する自治会の加入率低下とそのあり方
- ⑩ コミュニティセンターの使用料算定の審査基準が不明

平成18年度

第1回(平成18年11月14日(火))

- ・(丸亀市協働推進条例(案)の) 条文でコミュニティという言葉が多く使われているが、各小学校区のコミュニティのこことか。また平成19年後から城北コミュニティを皮切りに20年度には全コミュニティが指定管理者制度を導入するのは間違いないか。①
- ・綾歌では合併によりコミュニティが3つに分かれたが、今までは3つが一緒に町づくりを進めてきた。今でも3つがまとまって協働していかねばならない思いがある。②
- ・綾歌ではコミュニティよりまず自治組織がもとにある。3つの小学校地域が集まって1つの活動をしてきた。それが3つに分割され活動がやりにくくなった。丸亀らしさということが言われているが、昨年、市政モニターで丸亀らしさは何かを考えたが旧丸亀、旧綾歌、旧飯山と個々の個性があり、1つにまとめるのは難しい。旧綾歌、旧飯山はほとんどが農業地域で、商工業が盛んで市民活動も活発な旧丸亀と一緒に語ることはできない。コミュニティの意識も綾歌はそこまでいっていない。自治会レベルである。3つのコミュニティの連携が取れないなど、合併後の不平、不満は多いのだが、なかなか外に向かって言うことができない。綾歌は農業地域なので老人のパワーがすごいある。しかし若い人は町外に働きに行き、地域活動には無関心である。そのため、コミュニティ活動は常時地域にいる老人に頼るしかない。条例でコミュニティを主体とすると記載されれば、自治会が切り捨てられるのではないか。②
- ・川西コミュニティの活動を幅広くし地域特性を出すために、地域の企業に参加してもらった。今は「防災のまち川西」であるが、今後は「文化・芸術のまち川西」にしたい。コミュニティの主力メンバーは自治会の人であるが、新しく地域に入ってきた人は自治会よりコミュニティ活動に参加する。コミュニティの立場から見るとこの素案はよくできているが、まちづくりには「真のパートナー」が必要で行政にはもっと努力してもらい

たい。また、第9条(2)はありがたいのだが、行政からコミュニティに情報がこない。情報の提供を条文に入れてほしい。③

- ・旧綾歌、飯山の方はコミュニティを受け入れにくいようだが、旧丸亀の自分もまだ自治会が中心である。コミュニティはこれから徐々に浸透していくのではないかと。④
- ・旧丸亀の自分は各自治会が集結したものがコミュニティだと認識し、それらの役割、特色は異なるものだと考えている。しかし、旧綾歌、飯山の方がコミュニティという表現に抵抗があるなら言葉の工夫も必要である。②④
- ・市民活動は非常に多様化してきた。旧丸亀ではコミュニティを中心として活動がなされてきたが、今はコミュニティの枠からもはみだした新しい活動の単位ができつつあると認識している。②
- ・綾歌では3つに別れても1つ1つのコミュニティは一生懸命活動している。しかし、40年間1つの町として進めてきたことがある。例えば施設作りなど。このように3つがまとまっていなければならない自治活動があり、行政はそのような相手をきちんと位置づけるべきである。合併との関係でいうと地域協議会のようなものを作らなければならない。②
- ・今年度のできた飯山コミュニティは日が浅いため、情報交換や啓発活動が遅れている。進んでいる旧丸亀から交流しにきてほしい。行政にそのような考えはあるか。⑤

第2回(平成18年12月15日(金))

- ・特になし

第3回(平成19年1月30日(火))

- ・現在のコミュニティは市民団体との関係はなく、無駄な会も多く、活動もそこそこである。コミュニティと市民団体とは大きな差があるので、条文に「相互に連携を」という表現を入れてほしい。そして行政がコミュニティと市民団体のパイプ役になり、お互いの連携を深める努力をしてほしい。⑥
- ・飯山北コミュニティに所属しているが、今まで行政がしていたことがすべてコミュニティに下りてきている。大変である。⑦
- ・地域づくりは人づくりである。研修等を行い、団塊世代を視野に入れ地域のリーダーを育成する。また現在コミュニティで活動している人を対象にした地域づくりの研修等も行いたい。⑧
- ・第9条に関して、飯山南コミュニティは各部ごとに活動しているが、それぞれの部が個々に他のコミュニティと連携することもありうるのか。⑤

平成19年度

第1回(平成19年9月19日(水))

- ・自治会の加入率が低いと指摘されています。自治基本条例 第8章「市政運営の原則」また協働の観点から第6章「情報の共有」に努めるとあり、自治会形成のための情報をいただきたいのですが、いただけないのが現状

です。今年から県は校区内の工事实施についてコミュニティに情報提供してくれるようになっていきます。③⑨

第2回（平成20年1月25日(金)）

- ・（「丸亀市協働推進計画」（案）の）10ページに「人材の育成」とありますが、一方的に行政の方でそれぞれ勝手に研修計画を立てて、中味を吟味することもなく年に15回ぐらいコミュニティに動員がかかります。コミュニティでは、内容を検討して良いものがあれば自主的に研修を行っています。人だけ出すという動員される側ではなく、年間の研修内容や計画策定についても協働作業をしていただきたいと思っています。③⑧
- ・協働していく一つの主体として、コミュニティが中心となると思います。主体となるべきコミュニティがどういう位置づけをされているのかということも気になるところです。コミュニティが動員などを要求される団体ではなく、お互いのものとして考えていく場にしていこうということで理解していいのですか。③⑦

第3回（平成20年3月18日(火)）

- ・市民団体が事業の場としてコミュニティセンターを利用しています。この事業に地域の住民が参加しています。こういった場合は使用料がかからないと聞いています。他の施設をヨガや太極拳などに借りた場合はお金がかかります。コミュニティの人が借りる場合とで差が出てくるわけです。コミュニティセンターも使用料を取っても良いのではないのでしょうか。仲間作りの場としてコミュニティセンターを利用していくのもいいと思います。費用負担がバラバラではいけないのではないかと思います。⑩
- ・そういったコミュニティセンターの費用負担についても見直しをして公平を図るようにとということですね。⑩
- ・私はコミュニティの役員や民生委員をさせていただいているのですが、合併してから行政と市民の間に意識の差があるように思います。コミュニティとは何なのか、市民団体とは何かといった言葉の意味づけを市民にお知らせする必要があるのではないかと思います。④
- ・コミュニティ組織を推進する背景には、自治会の加入率低下の問題があります。旧綾歌地区では自治会の加入率が80%以上ですが、旧丸亀地区では60%という状態で、自治会の加入率は暫減しております。そういったわけで地域を構成する住民の方全体の組織として、自治会に加入していない方も対象としたコミュニティ組織を作ることが必要になってくるのです。コミュニティの意義についてもお知らせしたいと思います。⑨

平成20年度

第1回（平成20年10月17日(金)）

- ・コミュニティに協働の公開講座の案内がきても自分から行こうという人はあまりいません。動員があるからと行く人は一部の人に限られていて広がりが無いという気がします。講座の名前もわかりやすくして、皆が興味を持てるように工夫するべきです。協働といっても行政からの押し付け感があるように思います。⑦
- ・協働そのものの意義を考えると、行政とコミュニティ、事業者、市民活動団体をリンクさせる組織をきちんと設置しないとどちらかの一方通行に終わってしまいます。その結果、提案型協働事業も減ってきているのではないのでしょうか。③

- ・コミュニティセンターの利用に関してですが、コミュニティセンターで市民団体が講座をすると無料、別の場所、例えば、総合運動公園などで同じ講座をすれば有料となるのはなぜですか。⑩
- ・コミュニティセンターの使用料に関しましては、基本的に公共、公益的な活動のために使用する場合は無料と条例で明記されていますが、個々のケースにつきましては、審査基準を設けて判断しております。公共的な要素が強い公民館活動の場合は、無料としているようです。運動公園などのスポーツ施設を使用する際は、必要に応じて減免の制度もありますが、原則有料です。地域のコミュニティセンターを別地域の団体が利用するような場合などについても、不公平感をなくすように実態調査をして、審査基準の見直しも含めて考えていきたいと思っております。⑩

第2回（平成21年2月27日(金)）

- ・現在、自治会の加入率が50～60%と非常に低いです。自治会に加入していない人に税金で広報紙を配るのには不公平を感じます。⑨
- ・コミュニティ会員の増加は、現在コミュニティが抱えている問題です。旧綾歌、飯山地域は加入率約80%ですが旧丸亀は50、60%です。コミュニティに入るように勧めていますが、入る、入らないは個人の自由なので、強制もできません。コミュニティに加入していない人も市民なので、行政サービスを受ける権利はあります。そのあたりが難しく、簡単に考えてほしくはありません。⑨
- ・自治会加入の実状を述べさせてください。自治会加入に関してはお金が絡んでいます。加入したら会費や寄附金を支払わなければならないので、加入しないほうが得に決まっています。しかしながら、お互い助け合うためにも自治会には加入すべきだと思います。⑨